

## 地域協議会に関する制度の運用（案）検討内容

### ◆ 運用を定める目的は何？（B-1）

### ◆ 地域協議会の認定の具体的な手続きは？（B-2）

推進市民会議での意見	市の考え方
<b>◆ 運用を定める目的は何？（B-1）</b> ★ 誰でも参加できる、していること、したいことを応援・支援できる（B） ・ 地域の方のやる気を邪魔しない運営の仕方が大切（B） ・ 意見の否定や要求しないことを運用ルールに定めるべき（B）	地域協議会は誰もが参加できる団体でなければなりませんので、ご意見にありますような具体的な表記については、「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。
<b>◆ 地域協議会の認定の具体的な手続きは？（B-2）</b> ・ 困ったときに相談できる窓口があるとよい（B）	相談窓口などの具体的な表記については、「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。
・ 既存の活動の申請をしてもいいか（B） ・ 主たる事務所の所在地が書けるのか（B）	既存の活動について、今後地域協議会として実施する予定のものであれば事業計画に記載していただくことは問題ありません。主たる事務所の所在地は、打合せを実施する会館や会長宅等の所在地を記載しています。



### ◆ 目的（B-1）

地域協議会の制度の運用に関して詳細な手続きを定めるものとします。

### ◆ 地域協議会の認定の手続き（B-2）

認定を受けようとする団体は、地域協議会認定申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとします。

- (1) 規約（団体名称及び主たる事務所の所在地、目的、事業、意思決定に係る手続等）
- (2) 役員名簿
- (3) 当該年度の事業計画書及び予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

市長は、申請書を受理したときは、認定の可否を地域協議会認定可否決定通知書により通知するとともに、その旨を告示するものとします。

### 【解説】

新しい制度（案）に対する詳細な運用を定めるものという目的を明記します。

地域協議会として認定を受けようとする場合は、規約、役員名簿、事業計画、予算等を添付して、地域協議会認定申請書を提出するものとします。事務局である協働推進課は、地域協議会認定可否決定通知書を通知するとともに、告示して周知します。

## ◆ 地域協議会の活動段階はあるの？（B-3）

推進市民会議での意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 段階的に活動を示す必要があるか。活動内容をもっと具体的に（A）</li> <li>★ 準備を含めた活動段階とし、その段階（年数）はメンバーで見定める（B）</li> <li>★ 活動段階は、第1段階のみ。以降は地域独自の課題に取り組む（C）</li> <li>・ 活動内容の表現があいまいでわかりづらい（A）</li> <li>・ 「地域の文化づくり」の項目もほしい（A）</li> <li>・ 準備段階も入れて示してはどうか（B）</li> <li>・ 自分たちで段階を見定める（B）</li> <li>・ 活動段階ごとの年数を短くする（C）</li> <li>・ 地域の課題はそれぞれなので、活動を指定することは不要ではないか（C）</li> </ul>	<p>この運用では、地域協議会が活動の充実化を図る上での目標を示すものです。ご意見のとおり、準備段階も含めて記載するものとしします。</p> <p>また活動内容については、地域の実情に応じて課題解決事業に取り組めるよう修正を行いました。</p> <p>活動内容の具体的な表記については、「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとしします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域協議会そのものについて他の自治体から学べる機会があってもよい（B）</li> </ul>	<p>他の自治体への視察研修についても、課題解決事業として実施できます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段階的に職員の関わりを減らす（D）</li> </ul>	<p>地域パートナー制度で派遣する職員は、地域協議会の設立年数等に応じて、段階的に減らすことを想定しています。</p>



### ◆ 活動段階（B-3）

地域協議会の活動については、地域協議会設立からの年数に応じて段階的に取り組む活動を定めるものとしします。

段階	年数	活動内容
準備段階	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の意識の醸成</li> <li>・ 地域に合った地域協議会設立に向けた手順の検討</li> <li>・ 地域協議会設立準備委員会の発足</li> <li>・ 地域協議会の役員、規約、事業計画、予算等の検討</li> </ul>
第1段階	地域協議会設立日から <u>2</u> 年が経過する日が属する年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題に関する話し合い</li> <li>・ 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定</li> <li>・ 課題解決事業（1事業以上）の実施</li> </ul>
第2段階	地域協議会設立 <u>3</u> 年度から <u>5</u> 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題に関する話し合い</li> <li>・ 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定</li> <li>・ 課題解決事業（2事業以上。うち1事業は福祉分野の事業を含む）の実施</li> </ul>
第3段階	地域協議会設立 <u>6</u> 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の課題に関する話し合い</li> <li>・ 地域づくりの目標等をまとめた計画の策定</li> <li>・ 課題解決事業（3事業以上。うち1事業は福祉分野の事業を含む）の実施</li> </ul>

※解説は次ページ

## 【解説】

地域協議会の活動についてまとめたものとなります。

### 準備段階

地域住民に地域協議会の必要性や重要性、市の支援について知ってもらい、設立に向けて協力していただける方の洗い出しや地域の実情に応じた地域協議会設立までのプロセスを検討します。地域協議会設立準備委員会の発足後は、地域協議会の役員、規約、事業計画、予算等の検討を行います。

### 第1段階～第3段階の活動内容

#### ・地域の課題に関する話し合い

様々な団体がその学区についての魅力や課題を話し合う「地域づくりミーティング」を想定しています。

#### ・地域づくりの目標等をまとめた計画の策定

学区の地域づくりの一つの方向性を定めた「地域ビジョン」の作成やそれに基づく事業計画を想定しています。

#### ・課題解決事業

以下のとおり、課題解決事業として考えられる分野の事業とその内容を明記します。ただし、地域の課題は地域によってさまざまであることから、この限りではありません。

(例)

- 防災分野の事業（学区防災訓練、避難所運営マニュアルの作成、備蓄品の購入等）
- 福祉分野の事業（高齢者の生活支援活動、包括サロン等）
- 防犯分野の事業（交通安全の見守り活動、夜間パトロール等）
- 環境分野の事業（清掃活動、草刈等）
- 青少年健全育成分野の事業（児童の登下校の見守り、あいさつ運動等）
- 地域文化分野の事業（地域の歴史や風土の学習や広報活動、伝統芸能の保存等）
- その他地域の課題に関する事業

◆ 地域協議会の計画などの定期的な報告はあるの？（B-4）

◆ 認定内容に変更が生じたときはどうするの？（B-5）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>◆地域協議会の計画などの定期的な報告はあるの？（B-4）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画と報告は年1回とあるが、予算を大枠で取り、柔軟に活動できるようにしてはどうか（B）</li> <li>・ 報告は課ではないか（D）</li> </ul>	<p>各地域協議会から新しい事業について要望があれば、その都度協議を行い、ある程度柔軟に対応しているところです。</p> <p>報告について事務手続きは協働推進課が行いますが、制度上は市長が行うという取扱いになります。</p>
<p>◆認定内容に変更が生じたときはどうするの？（B-5）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見なし</li> </ul>	<p>—</p>



◆ 定期報告（B-4）

地域協議会は、毎年度以下の書類を市長に提出するものとします。  
（前年度の事業報告書及び収支決算書、当該年度の事業計画書及び収支予算書等）

◆ 認定内容の変更届出（B-5）

認定を受けた地域協議会は、地域協議会認定事項変更届に、変更内容を証する書類を添付して、市長に提出するものとします。

- （1）地域協議会の会長等の役員を変更したとき
- （2）地域協議会の規約を変更したとき
- （3）地域協議会の計画を変更したとき
- （4）その他市長が必要と認める事由

【解説】

地域協議会の活動について、毎年度定期的な報告を明記するものです。年度末や年度初めに開催される総会又は役員会等で決定したものを提出するものとします。

認定を受けた地域協議会は、役員、規約、各種計画を変更したときなどに、地域協議会認定事項変更届を提出するものとします。

- ◆ もし地域協議会を解散する時はどうするの？（B-6）
- ◆ もし地域協議会の認定を取り消されたらどうなるの？（B-7）
- ◆ もっと細かい手続きについてはどうなるの？（B-8）

推進市民会議での意見	市の考え方
<p>◆ もし地域協議会を解散する時はどうするの？（B-6）</p> <p>★ 解散する場合何をもって解散とするか（C）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再設立する場合はどうなるか（B）</li> <li>・ 何をもって解散とするか（C）</li> </ul>	<p>地域協議会から地域協議会解散届が提出された場合は、受理をして告示を行い、解散することとなります。ただし、市としては、地域協議会は地域のために必要な団体であると考えておりますので、実際に解散・認定の取り消しをすることのないよう事前の調整や協議を行います。</p> <p>仮に解散や認定の取り消しがあっても、市としては再度設立に向けて地元と調整を行います。</p> <p>具体的な表記は、「地域協議会制度方針」「地域助け合い交付金ガイドブック」を見直しして記載するものとします。</p>
<p>◆ もし地域協議会の認定を取り消されたらどうなるの？（B-7）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り消されたときのフォロー体制があってもよい（D）</li> </ul>	
<p>◆ もっと細かい手続きについてはどうなるの？（B-8）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細な手続きはあまりない方がいい（D）</li> </ul>	<p>この運用では書ききれない内容については、別で定めるという趣旨になります。</p>



<p>◆ <b>地域協議会の解散（B-6）</b></p> <p>地域協議会は、解散しようとするときは、地域協議会解散届を市長に提出する。地域協議会解散届を受理した場合は、その旨を告示するものとします。</p> <p>◆ <b>地域協議会の認定取消し（B-7）</b></p> <p>市長は、認定の取消しを行うときは、地域協議会推進市民会議にて諮るものとします。取り消しを行ったときは、地域協議会認定取消通知書により、代表者に通知するとともに、その旨を告示するものとします。</p> <p>◆ <b>詳細な手続き（B-8）</b></p> <p>詳細な手続きは、別に定めるものとします。</p>
---

<p><b>【解説】</b></p> <p>地域協議会を解散するときの手続きをまとめるものです。地域協議会解散届を提出し、受理した市はその旨を告示して周知するものとします。</p> <p>地域協議会の認定を取り消すときは、地域協議会推進市民会議にて諮った上で取り消すものとし、代表者に地域協議会認定取消通知書を送付するとともにその旨を告示するものとします。</p>
--